



みんなのかんきょう



環境ふくい推進協議会

68

CONTENTS

コウノトリを再び福井の天空へ……………	2~4
環境ふくい未来創造事業……………	5
ふくいまるごと環境学び舎……………	6~7
ものを大切にする社会づくり事業……………	8
環境マネジメント推進事業……………	9
SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク……………	10
第10回 3R 推進全国大会の開催 おいしいふくい食べきりの日……………	11~12
スポーツ GOMI 拾い大会……………	13
せせらぎ定点観測……………	14
ふくいふるさとの音風景……………	15
地域交通の低炭素に向けた基盤構築の推進……………	16
里山里海湖研究所の活動……………	17
会長表彰 受賞者一覧……………	18
私たちの活動紹介……………	19
主な環境法令の改正情報……………	20~23
協議会からのお知らせ……………	24
環境クイズ、読者の窓……………	24

特集

コウノトリを再び福井の大空へ

福井県では、特別天然記念物のコウノトリを自然再生のシンボルと位置づけ、平成23年12月から、兵庫県立コウノトリの郷公園と共同研究を行っており、同公園からつがいのコウノトリ「ふつくん」と「さつちゃん」を借り受け、越前市白山地区において飼育・繁殖を行っています。そして、平成26年には県内で50年ぶりにコウノトリの雛が3羽生まれました。

福井生まれのコウノトリを野外へ放鳥することにより、福井に再びコウノトリが舞う豊かな自然環境の再生を目指して、自然環境の保全・再生を推進しています。



福井県で50年ぶりに生まれたコウノトリ

コウノトリフォーラムの開催

コウノトリ放鳥に先立ち、コウノトリの野生復帰の意義の理解を深め、また地域の方々と共にコウノトリをシンボルとした自然再生を実現するため、平成27年9月5日に福井県国際交流

会館において「コウノトリフォーラム」を開催しました。

本フォーラムでは、越前市、若狭町、小浜市の3つの自然再生団体が、身近に生き物を取り戻す活動報告やパネルディスカッションを行い、コウノトリを自然再生のシンボルとした生き物豊かな環境づくりが地域の未来につながることを確認しました。また、ニュージーランド在住の環境ジャーナリスト内田泉氏から、国際的な視点で希少鳥類の保護等についての先進事例や環境教育の実践が紹介されたほか、元福井県自然環境課長で環境省自然環境局国立公園課長の岡本光之氏からは、コウノトリの野外定着を進める地域活動や、安全でおいしいお米づくりが、世界へ向けて誇れると評価されました。



コウノトリフォーラム

コウノトリ講習会の開催

日本野鳥の会福井県や鳥獣保護管理員、自然再生団体等の他コウノトリに興味のある方を対象に平成27年9月12日にアオッサにて「コウノトリ講習会」を開催しました。兵庫県立大学の大道義人博士を講師として迎え、コウノトリの生態や野生復帰に向けた環境整備、観察方法等を学びました。



コウノトリ講習会

コウノトリの放鳥

平成27年10月3日、越前市白山小学校においてコウノトリの放鳥式典を開催しました。福井県や兵庫県をはじめ多くの関係者や地元住民等500名が式典に参加しました。

多くの参加者が見守る中、西川知事、兵庫県立コウノトリの郷公園の山岸園長、地元の代表等の来賓の皆様のテープカットとともに、放鳥用の箱の扉が開き、福井県で生まれた2羽の



幼鳥「げんきくん」と「ゆめちゃん」が、秋の快晴の大空へ飛び立ちました。

先ずは「ゆめちゃん」が、続いて「げんきくん」が福井の空へ舞い上がりました。2羽は式典会場の上空を数度旋回し、その美しく優雅な姿に参加者からは思わず拍手と歓声があがりました。

放鳥場所となった越前市白山地区は、44年前くちばしの折れたコウノトリ「コウちゃん」が保護された場所です。放鳥当日は、コウちゃんの保護活動を行った当時の白山小学校の先生や子ども達をはじめ、コウちゃんの救護を行った元福井県職員の林武雄氏、豊岡市でコウちゃんの飼育に尽力いただいた松島興治郎氏も参席され、44年前に当時の子供たちとかわした「コウノトリを野外へ返す」という約束が果たされました。

また、放鳥式典終了後には、白山、坂口小学校の子ども達と当時の子ども達が、生き物豊かな環境が未来へ引き継がれることを願い、コウ



コウノトリ放鳥

ノトリの餌となるドジョウの放流を行いました。

コウノトリの観察情報

県では、放鳥した2羽のコウノトリには個体識別用の足環と位置情報を追跡できるGPS発信機を装着しました。また、目撃情報の募集や観察方法などを県民の皆様にお知らせするため、リーフレットを県内の公民館や図書館などに配布しています。

GPSによる滞在位置と寄せられた目撃情報を随時、県のホームページ等で公開し、放鳥したコウノトリを見守っています。

また、放鳥した2羽が飛来した先からも目撃情報や写真などが多数届いており、2羽は飛来先でも温かく見守られています。



コウノトリの県内定着に向けた活動

コウノトリの定着を目指して、コウノトリの餌場環境づくり等の活動が行われています。越前市の「水辺と生き物を守る農家と市民の会」、若狭町の「鳥羽谷ビオトープクラブ」、小浜市の「コウノトリの郷づくり推進会」等はそれぞれの活動の情報交換や交流を通して効果的な環

境整備を進めています。平成27年12月18日には、交流会に林武雄氏をお招きし、コウノトリの歴史や福井県とのかかわり、今後の展望についても意見交換が行われました。

県では、コウノトリと人との関わりの歴史やコウノトリの野生復帰の意義、本県が進めているコウノトリの飼育・繁殖・放鳥事業についてまとめたDVDを作成し、県内の全ての小中学校へ配布しました。DVDの映像は福井県のホームページインターネット放送局から自由に閲覧できます。

県では、今後とも、コウノトリを自然再生のシンボルとして、様々な生物が身近に生息できる環境の保全、再生を進めていきます。



福井の大空を舞うコウノトリ



ふるさと環境フェア2015

当協議会では、展示や体験を通して、みなさんに福井県の環境を守り育てることの大切さを考えてもらうために、企業・団体の皆様の協力を得て、ふるさと環境フェアを、毎年開催しております。平成27年度の「ふるさと環境フェア」は9月5日（土）に、福井県国際交流会館で、「コウノトリフォーラム」と同時開催しました。

今回で6回目の開催となる環境フェアでは、「コウノトリがすめる、ふるさと福井の環境づくりへ向けて」をテーマに、福井の豊かな自然や当協議会の活動の様子などを映像上映、パネル展示を行いました。



オープニングの様子



来場者に配布した
コウノトリフォーラム
記念うちわ



パネル展示の様子

福井県が認定する「ふくいのおいしい水」のパネル展示のほか、名水と人の関わりを記録した映像を上映しました。また、平成27年8月に改定したおいしい水のパンフレットを配布しました。

②「ふくいのおいしい水」の紹介



今回作成した特大パネル

3.4mの大きさで会場の壁一面に広がったパネルに来場者は驚いていました。

①環境ふくい推進協議会の活動紹介

福井の豊かな自然や、当協議会の活動の様子を特大パネルや映像上映により紹介しました。パネルは自然や体験の写真を使用し、縦2.4m、横



展示の様子

「ふくいふるさと音風景」を紹介したパネル展示やちらしの配布、投稿方法の実演等を行い、スマートフォンアプリを使った音風景（音源とその風景写真）の投稿を呼びかけました。

③「ふくいふるさと音風景」の紹介

当日は150人を超える多くの方にご来場いただきました。今回の環境フェアを通して、コウノトリがすめる福井の豊かな自然とそれを守っていくことの大切さを多くの皆様にご理解いただけたと思います。ご参加・ご協力ありがとうございました。



会場の様子

平成28年度の環境フェアは企業の皆様も参加できるような内容で企画中です！
皆様のご参加をお待ちしております！

特集 環境ふくい未来創造事業

この事業は、当協議会への寄付金を財源に県内の環境保全団体に助成することにより、環境保全活動が活性化するように平成27年度から始めました。

助成制度の紹介

助成対象となる活動は、福井県環境基本計画の5つの重点プロジェクト（※）を推進するものです。

※5つの重点プロジェクト

- ・ 里山里海湖の研究、活用
- ・ 地球温暖化対策推進
- ・ ものを大切にする社会づくり強化
- ・ 水を守る
- ・ 環境教育推進

助成区分は2つあります。

・ チャレンジ枠

経営計画に基づいた自立運営を目指す活動に対する助成

・ ボランティア枠

地域における無報酬の環境保全活動の維持等に対する助成

チャレンジ枠については、最長3年間継続して助成し、団体の育成を支援します。

助成団体の活動紹介

篠座の伝統的風景を守る会は「百年先の鎮守の森作り」プロジェクトとして、篠座神社の湧水保全および鎮守の森再生活動に取り組んでいます。

平成27年度は、篠座神社の環境をPRするためのパンフレットの作成、平成28年度から行う自然観察会のため、安全対策として柵や塀の設置や今後の活動の資金とするため募金のための募金箱の設置などを行いました。

今後も継続して活動できるように、当協議会も随時アドバイス等しながら応援していきます。



篠座神社の湧水についてのパンフレット

● 寄付について

環境ふくい未来創造事業は、皆様からの寄付金で実施しています。県内の環境保全活動の活性化のため、より一層のご支援をお願いします。



サルビア会が整備した花壇

ど寄附ありがとうございました！

- ◆ 株式会社 華 (リカーワールド華) 様
- ◆ 福井青果株式会社 様
- ◆ 福井県民生活協同組合様
- ◆ 山金工業株式会社 様

平成27年度助成団体一覧

1 チャレンジ枠

	団体名	活動概要	地域
1	篠座の伝統的風景を守る会	篠座神社の湧水保全活動	大野市
2	ノーム自然環境教育事務所	森林を活用した環境教育活動	大野市

2 ボランティア枠

	団体名	活動概要	地域
1	ヤシャゲンゴロウを育てる会	夜叉ヶ池のみに生息する固有種であるヤシャゲンゴロウの調査研究活動	南越前町
2	福井県生活学校連絡協議会	アルミ付廃棄物から新エネルギーの再生を目指すための出前講座等の実施	福井市
3	おい町父子区	ふくいのおいしい水「滝水ひめ」PRリーフレットの作成、案内板の作成	おい町
4	小浜市津島区	ふくいのおいしい水「津島名水」PRリーフレットの作成	小浜市
5	サルビア会	荒川に沿った旭緑地公園にサルビア等の花を植栽	福井市
6	福井市明るい社会推進協議会	6か所の公園を中心とした花壇づくりおよび研修会	福井市

環境ふくい推進協議会 事業紹介

ふくいまるごと環境学び舎

環境保全活動の活性化のため、コーディネーターを活用し、企業や環境保全団体向けのワークショップの開催や、環境保全活動の活性化を担う若手リーダー育成のための団体支援や研修などを実施しています。

●第1回～第3回 「環境福井スタイル」セミナー

環境ふくいスタイルとは、環境保全団体が情



セミナーの様子

報共有とスキルアップにより、安定した収入や適切な助成を得ながら、企業とも協働して活動していくことの総称です。

平成27年7月10日にアオッサに

て団体会員のスキルアップを目的として、鈴木順一朗氏を講師に迎え、セミナーとワークショップを開催し、24名の方が参加されました。

継続できる活動の必要性や事業計画、広報活動の重要性、インタープリテーション（ガイド）のコツについて、鈴木氏が携わってきた事業の映像を交えた分かりやすく楽しい内容で参加者の皆さまも笑いを交えながら聞いていらつしました。

●「環境福井スタイル」 ワークショップ

福井県の子どもたちに体験して欲しい自然体験のガイドブックを作成するにあたり、県内で活躍する環境保全団体の皆さまから意見をいただくため、セミナー終了後にワークショップを開催しました。

熱気に満ちた会場でたくさんのご意見をいただきました。



ワークショップの様子

●第4回 「環境福井スタイル」セミナー

平成27年9月14日にアオッサにて第4回「環境福井スタイル」セミナーを開催し、16名の方が参加されました。

講師として、鈴木順一朗氏、デザインディレクターとして鯖江市を中心に活躍されているTSUGI代表の新山直広氏、企業家を育成するNPO法人アントレセンター理事の高原裕一氏をお招きしました。



講義の最後は座談会形式で意見交換

新山氏からは、河和田地区で行ったイベントについて映像を交えながらデザイン、ブランディングについて講義していただきました。

高原氏からは、経営計画の重要性や立て方について講義していただきました。

「ふくいつ子」に体験して欲しい 50の自然体験

「環境福井スタイル」ワークショップでいただいた意見をもとに、福井県の子ども達が自然体験をバランスよく体験できる参考となるようにガイドブック「ふくいつ子」に体験して欲しい

ふくいつ子に体験して欲しい50の自然体験



B6 サイズの持ちやすい大きさ

50項目の一覧

◆内 容◆

森で遊ぶ、山の食べ物体験など様々な自然体験や環境教育項目を年令別に 50 項目を掲載

基本項目：ぜひ体験して欲しい 15 項目

(海で遊ぶ、畑の食べ物体験 など)

応用項目：基本項目を体験後、体験して欲しい 35 項目

(泥で遊ぶ、キャンプ体験 など)

保育園児・幼稚園児向け	基本 3 項目	応用 10 項目
小学校低学年向け	基本 4 項目	応用 9 項目
小学校中学年向け	基本 4 項目	応用 8 項目
小学校高学年向け	基本 4 項目	応用 8 項目

50の自然体験」を平成27年11月に作成しました。県内の幼稚園・保育園に配布し、また、来年度の新1年生にも全員に配布する予定です。自然体験を親子で楽しく行う参考にして下さい。

さい。

今後、1年生以外の小学生や幼稚園・保育園児に配布するためにガイドブック作成を支援していただける企業様を募集しています。

趣旨に賛同して下さる企業様は環境ふくい推進協議会までご連絡ください。

◆ガイドブックは環境ふくい協議会のホームページからダウンロードすることができます。

応用5 鳥の声を聞く 鳥の声を聞きに行ってみよう。林でも森でもいい。はじめは鳴いていないくとも、君たちが木陰でじっとしていればいろいろな鳥が鳴き出すよ！ 保護者の方へ 人がじっとしていれば隠れていた鳥たちが鳴き出します。どれだけの種類がいるか子どもと一緒に聞いてみましょう。目を閉じればさらに聞こえますよ！ 応用6 焚き火を経験 焚き火っておもしろいなあ！あったかいなあ！でもやけどや火事になると大変だから必ず大人と一緒にね！ 保護者の方へ キャンプ場や自然の豊かなところ、焚き火が許される場所で、子どもに焚き火を体験させてあげてください。薪でバーベキューでもいいです。「火」の怖くもりと怖さを教えてください。 応用7 紅葉を見よう 紅葉ってきれいだなあ！どうしてあんなにいろいろな色になるのかなあ？ 目で見て、そのあと葉っぱを調べてみよう。 保護者の方へ 日本の原風景の特徴の一つが紅葉です。この現象を、あたり前のこととしてではなく、子どもたちと一緒に鑑賞し、何故紅葉するかを調べましょう。 応用8 花を育てる 自分で種をまいて、花を咲かせてみよう。毎日水をあげて。自分の花が咲いたらすごくうれしいよ！もし種がとれたら来年も植えてみようね。保護者の方も一緒に育ててみてください。 応用9 化石を発掘 福井は恐竜の化石がでたことで世界中でも有名なんだ！だから、一度は化石の発掘たいけんをしてみよう。 保護者の方へ 福井県恐竜博物館には野外恐竜博物館化石発掘体験があります。化石は一つ持つて帰れます。機会があれば是非体験してください。	応用1 魚を釣る さおを持って魚釣りにつれていってもらおう。えさをつけて釣り糸をたらずと、ほら、ヒキヒキって魚がひいてくるよ！ 保護者の方へ 一面は、海でも川でも構いません。養殖場でもいいです。子どもと一緒に釣りをしてみてください。釣れない時はのんびり家族の時間を楽しみましょう。そして、釣れたら持って帰って、子どもと一緒に料理して食べてください。生きていた魚を自分で釣って、食べることは、とても貴重な体験になります。 応用2 生きものを育てる めだかとか、カブトムシの幼虫とか、いきものを育ててみよう。自分で世話をして、観察してみよう！ 保護者の方へ 子どもにいきものを育てさせてください。インターネットや本で調べれば育て方がわかります。それを子どもと一緒に覚えてあげてください。そしていきものは必ず死にます。死を覚悟してあげてください。死を体験させてください。それから土に還してあげてください。土に還すことで土の栄養に還ることを教えてあげてください。命が循環していることを。 応用3 田んぼでいきもの探し 田んぼのあぜみちでいきものを探してみよう！田んぼの水の中をのぞくと、ほら、たくさんのいきものがいるよ。 保護者の方へ 福井県には田んぼがたくさんあります。田んぼに水がある時はたくさんのいきものがいます。米どころ福井の記憶として是非観察してください。 応用4 目を閉じて音を聞く 自然の中で、目を閉じて音を聞いてみよう。5分くらい我慢。ほら！今まで聞こえなかったいろいろな音が聞こえてくるよ！ 保護者の方へ 目を閉じると、聴力が強くなります。聞くいろいろな音が聞こえます。一度子どもと一緒にやってみて、何が聞こえたか話し合ってみてください。
---	--

ものを大切にすること

社会づくり事業

ものを大切にすること

当協議会では、福井県環境基本計画に掲げた『ものを大切にする社会づくり強化プロジェクト』の一環として、県民一人ひとりが『ものを大切にする』意識を持ち、大切な資源を有効活用するライフスタイルに結び付く取組みを展開しています。

【修理する文化】の醸成

1 「おもちゃの病院」の開催

おもちゃの修理を通して、子ども達にものを大切にする気持ちを伝えるため、「おもちゃの病院」が開催されています。

「おもちゃの病院」には、毎回たくさんのおもちゃが持ち込まれ、修理されたおもちゃを受け取った子ども達は、一層愛着が増したようで、うれしそうに遊んでいます。

2 「おもちゃドクター」の養成

おもちゃの修理を行うボランティア「おもちゃドクター」の養成講座を開催しています。

平成23年度からこれまでに、養成講座を16回

開催し、延べ240人以上が受講されました。

この「おもちゃドクター」は、「おもちゃの病院」へのボランティア参加をしています。

今年度は、美浜町、大野市において、おもちゃドクター養成講座を開催し、多くの方が受講されました。なお、現在おもちゃ病院は、あわら市、大野市、福井市、鯖江市、敦賀市、おおい町で活動を行っています。

3 「福井県おもちゃ病院協議会」の設立

県内で活動する6つのおもちゃ病院により、「福井県おもちゃ病院協議会」が平成27年9月に設立されました。



おもちゃの病院

協議会では、おもちゃ病院の運営等に係る情報交換や、修理技術向上のための研修会が行われ、おもちゃ病院の交流が進みました。

【リサイクル文化】の定着

1 「まごころ古本市」の開催

県庁1階ロビーや、福井駅西口地下駐車場等に回収ボックスを設置して、要らなくなった古本を回収しています。

回収した古本は、アオッサを中心に様々なイベント会場で「まごころ古本市」を開催して、必要とされる方に販売し、その売り上げを環境教育推進や地球温暖化対策等の支援などに活用しています。

また、有人販売に加えてより多くの方に利用いただけるよう、県内の各地で古本の無人販売を行っています。

2 古本リサイクル活動の支援

NPO等の民間団体による古本のリサイクル活動を支援するため、古本の提供や古本回収ボックスなど備品の購入補助、広報面での協力等を行っています。

今年度は、県内の環境フェアや3R推進全国大会、各地区のお祭りなどで古本の販売が行われました。

古本リサイクル活動を希望する団体がありましたら、ぜひご活用ください。



古本市の様子



古本回収ボックス

環境マネジメント推進事業

企業見学会（環境マネジメント）

環境マネジメントシステムに関する事業として、当協議会企業会員と行政、29名の参加のもと、平成27年8月26日（水）に環境保全に取り組んでおられる県外の先進企業の見学会を実施しました。

コマツ栗津工場

最初に訪れたのは、石川県小松市にあるコマツ栗津工場です。コマツ栗津工場は、平成26年に新工場が竣工されました。

ここでは、担当の方から、コマツの取組み等をご説明いただいた後、最新の省エネ技術と再生可能エネルギーが導入された新工場を見学させていただきました。



コマツ栗津工場での説明

金剛化学株式会社

次に訪れたのは、富山県富山市にある金剛化学株式会社です。こちらの工場は平成26年度省エネ大賞において、省エネルギーセンター会長賞を受賞されています。

ここでは、最初に工場の概要や受賞テーマの「医薬品原薬製造工場における節電活動」と題してご説明いただいた後、工場を見学させていただきました。

社員による電力メーターのチェック、集計、解析による「電気の見える化」をはじめ、現状の設備を有効に活用して、できるだけお金をかけない省エネの取組みを見せていただき、参考になりました。

どちらの工場も、特別に見学を受け入れていただき、県内では見られない画期的な取組み、施設を間近で見ることができました。



写真提供 金剛化学株式会社

環境マネジメントセミナー

平成28年1月28日（木）に、会員企業の環境マネジメントシステムの資質向上につなげていただくため、福井県国際交流会館において、「環境マネジメントセミナー」を開催しました。

味の素株式会社のCSR部長 杉本信幸先生に、「味の素グループの環境・CSRへの取組み」と題して、ご講演いただきました。

続いて、「省エネの進め方と診断事例およびISO14001について」と題して、（一財）省エネルギーセンター エネルギー使用合理化専門員 浦勝彦先生にご講演いただきました。

県からは、「環境関係法令の最近の動向について」の説明を行いました。65名の参加がありました。



環境マネジメントセミナーの講演

SATOYAMAイニシアティブ 推進ネットワーク

平成25年9月に福井県で開催されたSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ第4回定例会合（IPSI・4）を契機に、福井県と石川県の両知事が代表を務め、民間企業、NGO、研究機関、行政機関等国内106団体の組織が参画する「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」が設立されました。本ネットワークは、国内における多様な主体がその垣根を越え、様々な交流・連携・情報交換等を図るためのプラットフォームを構築し、SATOYAMAにおける生物多様性の保全や利用の取組みを国民的取り組みへ展開していくことを目的としており、現在107の参加団体が環境保全活動について、情報共有や意見交換、連携・協働を行っています。

平成26年度から27年度にかけての主な活動として、昨年3月に参加団体の皆様に、ラムサール条約湿地三方五湖とコウノトリの放鳥拠点となっている越前市白山・坂口地区にお越しいただき、地元が進める自然再生活動を視察していただきました。また、昨年9月19日には長野県と協力し、木曽町で開催された「人と生きものつながり創生全国フォーラム」において、当ネットワークの活動を口頭およびポスターを

使って発表する等の広報を行いました。翌日には、長野県の御嶽山山麓の里山を視察し、信州の雄大な自然や自然環境保全活動を見学しました。12月には、東京ビッグサイト（東京国際展示場）で開催された環境展示会「エコプロダクツ2015」に出展し、福井県をはじめ参加団体が行う自然再生活動を全国へアピールしました。今後、参加団体の活動の一層の交流や情報交換に活用するため、本年度中に、ネットワークのロゴマークや参加団体の活動事例集の作成、ホームページ等で公開していくこととしています。



エコプロダクツ 2015 の様子

おひさまクレジット 27年度の購入事業者

- ◆井上金庫販売株式会社
200t-CO2 16万円
- ◆福井県民生活協同組合
250t-CO2 20万円



- (左) 井上金庫販売株式会社
井上代表取締役社長
- (中) 福井県安全環境部 櫻本部長
- (右) 福井県民生活協同組合
広辻常勤理事

県の事業紹介

第10回

3R推進全国大会の開催

第10回3R推進全国大会は、ごみの減量化や再資源化を進める3Rに関する理解を深め、循環型社会形成を目指すため、福井県、環境省、中部地方環境事務所、3R活動推進フォーラムの主催で、平成27年11月21日に福井県生活学習館で開催されました。

3Rとは、**Reduce**(リデュース)、**Reuse**(リユース)、**Recycle**(リサイクル)の3つのRに取り組むことで、ごみの減量化や再資源化を進める社会(循環型社会)を作ろうとするものです。

OReduce(リデュース)

ものを大切に使い、ごみを減らす

OReuse(リユース)

使用済みになっても、使えるものは繰り返し使う

ORecycle(リサイクル)

ごみを資源として再び使用する

第1部の式典では、主催者および来賓挨拶に続き、平成27年度の循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰と3R促進ポスターコンクール最優秀表彰が行われました。

第2部の記念シンポジウムでは「食品廃棄物をはじめとした3Rの取組について」をテーマに、講演、特別発表、パネルディスカッションが開催されました。

講演「持続可能な社会を目指して」

ユニグループ・ホールディングス(株) 執行役員 グループ環境社会貢献部長 百瀬則子氏から、流通大手として取り組む3R活動の実践例として、レジ袋有料化や、未利用食品をたい肥にし、農作物や卵を作ってもらって、それをまた店で販売するという食品リサイクルの輪などを紹介いただきました。



百瀬則子氏講演



食べきり運動ダンス披露

特別発表「食べきり寸劇」

平成25年から県内各保育園で実施している「食べきり寸劇」を県連合婦人会のみなさんが発表しました。ユーモアを交えながら、ごはんの前にはおやつを食べない、料理を残さず食べきることを約束するストーリーです。また、後半は「食べきり運動のうたとダンス」を客席の

参加者と婦人会のみなさんが一緒に踊り、会場が熱気に包まれました。

パネルディスカッション 「全国食べきりサミット 『おいしいふくいを食べきろう』」



全国食べきりサミット

環境省による食品ロスの現状説明の後、本県が全国に先駆けて始めた「食べきり運動」実施自治体から5つの自治体(福井県、埼玉県、山口県、大分県、長野県松本市)が食品ロス削減のための先進事例を発表しました。

また、さらに「食べきり運動」を拡大していくためには、効果の「見える化」、県民への周知などが大切であることが確認されました。そして、本県が提案した『「食べきり運動」実施自治体のネットワーク形成』について、参

加県から合意が得られるとともに、環境省、コー
ディネイターを務めた崎田裕子氏からネット
ワーク化によりさらに「食べきり運動」が発展
することに期待が寄せられました。

また、大会に合わせて関連イベントも開催し
ました。

施設見学会

池田町「あぐりパワーアップセンター」

池田町全世帯の約5割の家庭から排出される
生ごみと牛ふん、もみ殻から堆肥を製造してい
る施設を希望者が午前中に見学しました。製造
した堆肥は町内の農家が使用し、農産物を生産
するという循環ができています。

親子で体験！

3Rイベント（福井県主催）

生活学習館3階では、3Rを体験しながら学
ぶ親子イベントを開催し、終日多くの家族連れ
が、食べきりレシピ教室、牛乳パックや食品ト
レイを用いた3R工作教室などに参加しまし
た。

また、古本市、おもちゃの病院、食べきり寸
劇や紙芝居も併せて実施し、県の3R推進活動
に触れられる機会となりました。

おいしいふくい食べきりの日

県では、食品ロスによるゴミを減らすため、
ふくいの食材をおいしく食べきる、「おいしい
ふくい食べきり運動」を実施しています。

平成27年度から、新たに食べきり運動のPR
を重点的に行う「おいしいふくい食べきりの日」
を店舗ごとに設け、次のような取組みを行って
います。

飲食店

店舗ごとに設定した「食べきりの日」に、注
文したものをすべて食べきった方にはお店から
のサービスがあります。

（サービス例）

- ・1ドリンクサービス、割引券、粗品プレゼ
ント など



食べきりの日ポスター

食品販売店

店舗ごとに設定した「食べきりの日」に啓発
を行い、県民のみなさんの食べきり運動を応援
します。

（啓発活動例）

- ・食べきり運動や食べきりの日をポスター等
でPR
- ・1個、グラム単位での販売などの食べきり
食材コーナー設置
- ・食材を余すことなく使える料理や、残った
食材を有効に使える料理のレシピを紹介



食べきり食材コーナーの例



食べきり運動ホームページ

「食べきりの日」に協力いただいている店舗
は「おいしいふくい食べきり運動」のホームペー
ジで紹介しています。福井県 食べきり で検
索してください。

お問い合わせ先

福井県安全環境部循環社会推進課

☎ 0776-20-0317

スポーツGOMI拾い大会

県では、平成30年の国体開催に向けた県民運動として、「スポーツGOMI拾い大会」を開催しています。平成26年度の環境フェア（小浜市）において、県内で初めて開催しました。

スポーツGOMI拾い大会は、チームで力を合わせ、制限時間内に決められたエリア内でゴミを拾い、その質と量をポイントで競い合う、子どもから大人まで年齢を問わず参加できる地球に最も優しい競技です。上位チームには福井県産品のカタログギフトを進呈しました。

平成27年度 スポーツGOMI拾い大会 実績

	開催日	市 町	場 所
第1回	10月18日(日)	福井市	JR 福井駅周辺
第2回	10月24日(土)	大野市	真名川河川敷
第3回	11月8日(日)	越前市	日野川河川敷
第4回	11月29日(日)	若狭町	食見海水浴場
第5回	3月5日(土)	敦賀市	鞠山・田結海水浴場
第6回	3月13日(日)	坂井市	三国サンセットビーチ

ゴミ拾いだけでなく、カプセルを見つけるとプレゼントが当たるという趣向もあり、どの大会も大いに盛り上がりました。

福井市大会(参加者171名)

一般社団法人福井県トラック協会との共催で開催しました。JR福井駅周辺を範囲とし、171名という非常に多くの方が参加されました。



福井市大会

大野市大会(参加者67名)

ご家族での参加の他、企業や大学のスポーツサークル、サウルコス福井など幅広い企業・団体が楽しみながらゴミを拾っていました。

好天に恵まれた、真名川の河川敷で開催しました。地元の高校生がボランティアスタッフとして参加してくださるなど地元の方々に御協力いただきました。

越前市大会(参加者76名)

雨の中の開催となりましたが、参加者は一生懸命ゴミを拾っていました。個人参加のボランティアスタッフとして一般の方の他、株式会社

高野組からも5名の方が審判として参加し、運営にご協力いただきました。

若狭町大会(参加者50名)

会場が海水浴場で、かつ雨の中での開催だったためゴミが水分を含み、とてもゴミ袋が重くなっていました。参加者の皆さんは制限時間いっぱいまでゴミを熱心に拾っていました。

ご協賛ありがとうございました

北陸コカ・コーラボトリング株式会社福井支店様から「いろはす」480本を提供していただきました。参加者の水分補給として全員に配り大変喜ばれました。



提供いただいた「いろはす」



ゴミ拾いはスポーツだ！



スポ GOMI オリジナルタオルも進呈

◆平成28年度も県内各地で実施しますので、ぜひご参加ください。

せせらぎ定点観測事業

河川護岸や農業用水路の整備による親水機会の喪失や、工場・生活排水による水質の劣化などにより、人と地域の水との関係が希薄になっております。

このため、県では環境省が作成した「水辺のすこやかさ指標（みずしるべ）」をもとに、県内の小学生が地域の河川や用水路をフィールドに水質や水生生物、景観などを調査することにより、地域の水環境に対する関心を高め、将来にわたって、自発的な水環境の保全活動を促すことを目的に、「せせらぎ定点観測事業」を行っています。

平成27年度 活動一覧

地区名	実施河川	実施日	活動内容	人数
福井	足羽川 (福井市)	9月5日(土) 13:00～15:00	定点観測 生き物調査	11人
坂井	竹田川 (坂井市)	7月28日(火) 9:00～12:00	定点観測 生き物調査・川流れ体験	26人
奥越	九頭竜川 (大野市)	7月21日(火) 10:00～15:00	定点観測 カヌー体験・川遊び	17人
鯖丹	日野川 (鯖江市)	7月29日(水) 9:00～12:00	定点観測 生き物調査・川流れ体験	22人
南越	田倉川 (越前市)	7月30日(木) 9:00～12:00	定点観測 生き物調査・川流れ体験	19人
二州	はす川 (若狭町)	8月1日(土) 10:00～12:00	定点観測 水生昆虫・魚類調査	13人
若狭	南川 (おおい町)	7月26日(日) 10:00～12:00	定点観測 生き物調査・環境教室	11人

環境団体の特徴を活かした体験活動

せせらぎ定点観測事業は、河川の保全活動を行っているNPO・団体等から企画提案を募集し、環境文化研究所、ノーム自然環境教育事務所、ハスプロジェクト推進協議会、NPO法人森林楽校・森さんと共同で実施しました。

ライフジャケットを身に着けて川を流れる体験や、カヌー体験、環境教室、投網や電気ショックを使った漁法の実演など、各団体の専門性を活かした活動を取り入れ、子どもたちは様々な活動を体験することができました。



電気ショックで魚取り



カヌー体験

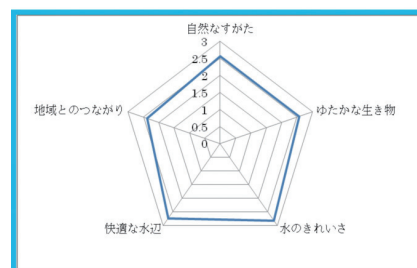
定点観測の調査活動

自然なすがた、ゆたかな生きもの、水のきれいさ、快適な水辺、地域とのつながりの5つのものさし（指標）をもとに調査し、3段階で判断していきます。河川の自然らしさ、匂い、音、快適さなどを五感で感じたり、魚網を使って魚や虫を探

して種類や大きさを調査したりしました。特に、「水のきれいさ」の調査では、透視度計を使って透明度を計測したり、パックテストを使って水の汚れ（COD）を検査したりと、本格的に行いました。専門家のアドバイスを受けて、参加した子どもたちは、工夫して魚や虫を捕まえたり、種類や特徴を調べたりと熱心に取り組む、地域の川がすこやかであるかどうかを確かめました。



パックテストを使った調査



水辺のすこやかさレーダーチャート

調査を終えて

今後5年間、県内8か所の調査ポイントで「定点観測」を継続して実施することで、河川環境の変化について確認していきます。今回の観測では、どの河川も豊かな自然を残し、水量、水質ともに問題なく「すこやか」である結果を得られましたが、調査をすすめると、ビニール袋、空き缶、ペットボトルなどのゴミも見つかったため、今後も継続的な保全活動を続けることが必要です。

ふくいふるさと音風景

県では、自然から聴こえる川のせせらぎや鳥さえずり、そこに住む人々の方言、祭りの活気など、身近な音から郷土の環境を見つめ直してもらうため、スマートフォンアプリを使った音風景（音源とその風景写真）の投稿を県民に呼びかけています。

音風景とは

音は風景に欠かせないものとして一体的に捉える考え方で「風景（ランドスケープ）」の「ランド」を「サウンド」に置き換えた言葉で、1960年代終わりに、カナダの作曲家マリ・シェーファーによって提唱されました。



ふくいふるさと音風景ホームページ

ホームページに掲載されている音風景

投稿された音風景は、「自然」・「産業」・「人」・「環境」の4つのカテゴリに分けてホームページで紹介しています。



ワークショップの開催

福井県の魅力について再発見できる様々な講演と、実際にスマートフォンアプリ「Global Sounds」（パイオニア株式会社開発）を使った投稿方法の説明と実際に投稿された音や参加者が録音した音について楽しく意見交換を行いました。

音風景物語コンテスト

福井県内の音にまつわる作文を募集し、県の内外から190作品の応募がありました。県で30作品を選定し、人気投票により、上位10作品を表彰しました。

音風景ワークショップ 開催一覧

	タイトル
最優秀賞	雪をなぶる音
優秀賞	心の子守唄
優秀賞	ふるさとの"音" 福井弁
佳作	機織りの街
佳作	だからぼくらは、福井に帰る。
佳作	福井鉄道の思い出
佳作	しんしん
佳作	6時
佳作	美味しい音
佳作	伝統を受け継ぐ祭太鼓の音

音風景物語コンテスト入賞作品

開催日	開催場所	福井県の魅力についての講義	「Global Sounds」の説明等
10月10日	アオッサ (福井市)	金沢大学人間社会研究域 教授 加藤 和夫氏 「福井県方言の特色と魅力」	パイオニア株式会社 コーポレートブランド 戦略部 岡田 晴夫氏
10月17日	円山公園 (大野市)	ノーム自然環境教育事務所代表 坂本 均氏 「福井の森の楽しさについて」	
10月18日	若狭歴史博物館 (小浜市)	若狭歴史博物館 副館長 垣東 敏博氏 「若狭の祭りと芸能の魅力」	・「Global Sounds」の説明 ・世界各国で録音した音の紹介
11月14日	生涯学習センター (越前市)	TSUGI 代表 新山 直広氏 「福井の伝統産業の魅力」	・音風景の応用について (J R九州とのコラボ等)

地域交通の低炭素に向けた

基盤構築の推進

県では、個人の移動にかかる二酸化炭素排出量を「見える化」するスマートフォンアプリを開発し、住民が二酸化炭素排出量の少ない交通手段に転換するよう促すとともに、属性や移動手段、経路などの得られたデータを分析し、低炭素の街づくりに活用することを目指して取り組んでいます。

本事業は、福井県地球温暖化防止活動推進センター、福井県、鯖江市、(株)j:eg:ip、SAPジャパン(株)が共同で実施しており、平成27年度は、開発した「カーボントラッカー」アプリの実用性等を検証するため、鯖江市を中心に100人のモニターを募集し実証実験を行いました。

現在は、平成28年度に予定している一般配布に向けてプログラムの改善等に取り組んでいるところです。一般配布までは、左のQRコードからアプリ登録フォームにアクセスしていただくことでアプリをインストールできますので是非一度利用してみてください。



【QRコード】
登録フォーム

CO2 「カーボントラッカー」アプリとは

「カーボントラッカー」とは、自動車や自転車、徒歩などの移動手段を、GPS情報とスマートフォンに内蔵された加速度センサーなどを用いて自動判別し、移動手段と移動距離に応じた二酸化炭素排出量を算出し「見える化」するアプリです。

本アプリは、アプリを起動するだけで移動ログを記録することができます。また、週グラフ画面を選択すると、毎日のログを比較でき、ランキング表示では他のアプリ利用者と比較できます。

本アプリを利用していただくことによって、環境に配慮した移動手段の選択を考えるきっかけになればと考えています。



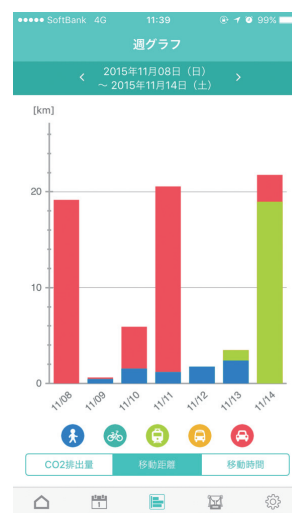
アプリ紹介サイト
<http://stopondanka-fukui.jp/>



アプリ画面例「ランキング」



アプリ画面例「一日のログ」



アプリ画面例「週グラフ」

里山里海湖研究所の活動

生きものを通して季節を感じよう

日本では古くから、季節の移ろいをもとに考案された暦・二十四節気、七十二候に親しみ、草花や鳥などの生きものを通して季節を敏感に感じてきました。

しかし、最近では自然と親しむ機会が減り、生き物を間近に見て季節を感じるものが少なくなつたという方も多いのではないのでしょうか。

そこで、里山里海湖研究所では、昔の知恵に学びながら、生きものを通して季節の移ろいに関心をもってもらうことを目的に、旧暦の二十四節気、七十二候に表される季節ごとの生きものの様子を観察し情報共有する「福井の生きもの歳時記」事業を行っています。

例えば、旧暦4月の七十二候「玄鳥至（つばめきたる）」では、ツバメが南から飛来してくる頃を表しており、ツバメの観察情報を募集しています。

調査してホームページに投稿いただいた情報は、投稿者のコメントや写真、位置情報とともにホームページ



福井の生きもの歳時記 HP

ジ上に掲載され、みなさんが感じた季節の移ろいを共有することができます。

また、生きものは投稿者が自由に設定し調査することもできるため、県内の生きもの生息環境調査などにも役立てていきます。

季節とともに移り変わる身近な風景に目を向けて、生きものや自然を大切にすることを育みましょう。



パンフレット

里山保全に役立つ資機材を貸出します

近年、人の手が入らなくなった里山では、ヤブ化や竹林の拡大などの荒廃が問題となつていきます。

そこで、地域レベルでの里山の保全・再生・活用を推進するため、里山保全活動に役立つ資機材の貸出しを行っています。貸出しを行う資機材は、

・伐採した竹や木を粉碎処理する「ウッドチップパー」

・間伐材など薪割りを楽に行える「薪割り機」
・持ち運び可能で木や竹の炭が作れる「組立式炭化炉」

で、福井市と若狭町の2拠点で受け付けています。

資機材の利用を行った活動者からは、

「地域では高価な機材が買えず、伐採した木や竹を放置するしかなかった。資源の活用を進めることで、住民の保全活動への参加意識向上が期待できる」

「ウッドチップパーは予想以上に処理能力が高く短時間で、竹林が見違えるほどきれいになった。」などの声をいただいています。ウッドチップパーで作った竹パウダーを畑の土壌改良剤やコンポストなどでの活用に組み込む方も増えており、これまでの保全活動では取り組めなかった新たな里山資源利用が進むことを期待しています。



ウッドチップパーを使った活動（池田町）



環境ふくい推進協議会会長表彰 受賞者

環境ふくい推進協議会では、環境保全活動のより一層の推進を図ることを目的として、地道に環境保全活動に努められ、その活動が賞賛に値する個人・団体・学校・企業を表彰しております。平成27年度の受賞者は次のとおりです。

部門	氏 名 (市 町)	功 績 概 要
個人の部	北 川 博 正 (勝山市)	長年にわたり、自然観察指導員として、県民を対象とした自然観察会の指導を行っています。他団体と連携したミチノクフクジュソウの保全活動や地元小学校児童への観察指導を毎年実施しています。
	久保田 千鶴子 (福井市)	長年にわたり、福井市くらしの会において、消費者の立場から環境問題やリサイクル、食べきり運動等に関する市民への啓発活動を行っています。
	高 木 光 夫 (敦賀市)	つるが環境みらいネットワークの会長や敦賀市水環境保全懇談会委員を務め、敦賀市の環境保全全般において尽力し、中池見湿地の保全や広報活動にも取り組んでいます。
団体の部	一般社団法人 あわら市観光協会 エコ推進会員拡大委員会 (あわら市)	農業者、あわら温泉旅館の女将、市民等のネットワークにより、これまで廃棄処理されていた蟹がらを堆肥化して農作物の肥料として使用し、トマト等農作物の商品化やエコツアー等を行っています。
	うるしの里いきいき協議会 (鯖江市)	各家庭で出る生ゴミを堆肥化して野菜づくりを行い、学校給食食材として野菜を納入しています。地域の特産や伝統を生かした食育活動に積極的に取り組んでいます。
	大堤再生プロジェクト協議会 (坂井市)	坂井市三国町加戸地区で、生態的および景観的に高い価値がある大堤の自然再生を目指した活動を地域全体で積極的に展開し、水質調査や外来スイレンの除去、自然観察会等を行っています。
	大虫町石神の湧水保存会 (越前市)	長年にわたり、湧水場および周辺環境の整備(案内看板や休憩場所、水場の整備)や湧水場の清掃などの維持管理を行っており、地域の貴重な水環境の保全に寄与しています。
	ヒダサンショウウオを守る会 (永平寺町)	準絶滅危惧種「ヒダサンショウウオ」保護のため、ビオトープ5か所を整備し、その維持管理活動を行っています。見学会の開催や説明看板の設置など、環境保全の意識啓発にも取り組んでいます。
学校の部	敦賀市立咸新小学校 (敦賀市)	中池見湿地において、高学年は稲作や外来種駆除等を、低学年は湿地の生き物調べ活動を行っており、人と自然が共存した生態系の保全活動に取り組んでいます。
	若狭町立三方小学校 (若狭町)	ゆりかご米づくりを通じ、田んぼでの生き物観察や、コイ・フナのお卵を孵化させ、成長した魚の放流を行うなど、三方五湖の自然再生の一翼を担っています。三方五湖一斉清掃にも全児童が参加しています。
	福井県立若狭東高等学校 (小浜市)	小浜市上根来地区で、山に自生するアブラギリの活用を復活させる研究を行っています。里山資源の利用を促進することで、現在荒廃している若狭地域の山の保全につながる取り組みを行っています。
企業の部	株式会社 東急リゾートサービス スキージャム勝山 (勝山市)	長年にわたり、県と環境協定を結び、レストランでの地場産食材の使用によるCO2排出削減や、リユース箸の利用による廃棄物の減量、高原の在来種の保護、クリーンアップ活動等を行っています。
	株式会社 宮川造園 (敦賀市)	一般廃棄物として処理される剪定枝葉・間伐材を活用した自然発酵完熟堆肥「エコりよく」を開発販売。また、木質バイオマス燃料を製造し、発電に利用するなど、資源循環の取り組みを行っています。

私たちの活動紹介



県では、日常生活の中で楽しくできる気軽なゴミ拾い運動を県民に広げるためスマートフォンアプリ「ピリカ」を活用したクリーンアップを推進しています。平成26年度中に、「ピリカ」を使い、行われたゴミ拾い活動について清掃活動部門と投稿部門の各部門で第1位を獲得した企業団体をご紹介します。

企業団体(清掃活動)部門 第1位

《福井石油備蓄株式会社福井事業所》

当社は、石油危機に備え原油を備蓄する福井国家石油備蓄基地の管理運営を行う会社です。平成21年にISO14001認証を取得し、以来、環境保全活動の一貫として美化清掃活動に取り組んでいます。この活動は、毎月の「清掃活動の日」に各部署の代表者が集まり、基地周辺の道路、浜辺等の草刈り、ゴミ拾いを行うもので、去年は、この活動が認められ、第1回クリーンアップ福井活動賞(企業団体清掃活動部門第1位)を受賞しました。

福井国家石油備蓄基地周辺は風光明媚な越前海岸となっており、多くの観光客、海水浴客等が道路等を往来しているため、訪れる方々が少しでも気持ち良く利用できるよう心掛けています。わたしたちは、地域の一員として郷土の自然を次世代につなぐため、これからも清掃活動と美化啓発活動を継続していきます。



企業団体(投稿)部門 第1位

《永平寺町社会福祉協議会》

当会は、いつもお世話になっている各区を計画的に訪問させていただき「まちをきれいにすると、ひとの心もきれいになる」のコンセプトのもと、平成26年9月から「PIRIKAクリーンアップ小作戦」を実施しています。同作戦は、当会の職員と町民のボランティアが永平寺町内の町内会や集落のゴミ拾いを行うもので平成27年11月末までに町内41地区で、のべ566人が参加し実施してまいりました。また、当会としても、福井北IC/JCTが完成し福井奥越地区の玄関となり、平成30年の福井国体開催が決定された今、「ゴミのないきれいな町」として大勢の観光客を迎えるべく、イメージアップを図るための清掃美化活動をさらに推進する永平寺町の方針とともに平成29年度にかけて、残りの49地区において、この作戦を実施していく必要があると考えています。



主な環境関連法令の改正情報 (H 26.12. ~H 28.1.) 法令チェックなどにご利用ください。

大気

■・大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）

概要・水銀に関する水俣条約の的確な実施を担保するための所要の国内法整備として、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）が改正され、次の内容等が規定された。

1. 水銀排出施設の設置等に係る都道府県知事への届出
2. 水銀排出施設の排出口における水銀濃度に係る排出基準の設定、排出基準の遵守義務、知事による改善勧告、改善命令等
3. 水銀排出施設以外の水銀等の排出量が相当程度多い施設（要排出抑制施設）の設置者に対する自主的取組

・また、条番号のずれを整理するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）が改正された。

公布 平成 27 年 6 月 19 日

施行 水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

■・大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 379 号）

概要・大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）が改正され、水銀排出施設について、水銀に関する水俣条約に掲げる施設または工程を行う施設のうち、環境省令で定める基準に該当するものとされるとともに、報告徴収・立入検査ができる事項および政令で定める市の長に委任する事務が定められた。

公布 平成 27 年 11 月 11 日

施行 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）の施行の日（条約が日本国について発効する日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日）

騒音・振動

■・振動規制法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 19 号）

■・特定工場等において発生する振動の規制に関する基準の一部を改正する件（平成 27 年環境省告示第 65 号）

■・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件（平成 27 年環境省告示第 66 号）

■・特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件（平成 27 年環境省告示第 67 号）

概要・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の施行に伴い、次の省令および告示が改正され、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）および振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく規制基準等において、騒音や振動による影響に特に配慮しなければならない施設から一定の距離の区域内について、他の区域より厳しい基準が規定される当該施設に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する「幼保連携型認定こども園」が追加された。

・振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）

・特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）

・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）

・特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）

施行 公布の日（平成 27 年 4 月 20 日）

水質

■・水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 33 号）

概要・水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）が改正され、トリクロロエチレンについて、水質汚濁防止法第 14 条の 3 第 1 項に基づく地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の値が、0.03mg/L から 0.01mg/L に改められた。

・また、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）が改正され、トリクロロエチレンについて、水質汚濁防止法第 3 条第 1 項に基づく排水基準が、0.3mg/L から 0.1mg/L に改められた。

施行 平成 27 年 10 月 21 日

■・排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 20 号）

概要・排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 15 号）が改正され、1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準について、感光性樹脂製造業および下水道業が一般排水基準（0.5mg/L）へ移行し、エチレンオキサイド製造業およびエチレングリコール製造業が現行の暫定排水基準値（10mg/L）を 6mg/L に引き下げて、さらに 3 年間の延長がされた。

施行 平成 27 年 5 月 25 日

土壌

■・土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 25 号）

概要・土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）が改正され、技術管理者証に係る更新講習受講申請書および更新講習修了証再交付申請書の様式が定められるとともに、それぞれの申請手数料の額が定められた。

施行 公布の日（平成 27 年 6 月 12 日）

フロン

■・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 32 号）

概要・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）の施行期日が平成 27 年 4 月 1 日と定められた。

公布 平成 27 年 1 月 30 日

■・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する施令（平成 27 年政令第 114 号）

概要・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）の施行に伴い、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成 13 年政令第 396 号）が改正され、題名が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令」に改められるとともに、指定製品および命令に際し意見を聴く審議会等が規定された。

施行 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）

■・経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 27 年経済産業省令第 29 号）

■・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八七に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（平成 27 年経済産業省・環境省告示第 5 号）

■・フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成 27 年経済産業省告示第 49 号）

■・エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成 27 年経済産業省告示第 50 号）

- ・冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成 27 年経済産業省告示第 51 号）
- ・硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成 27 年経済産業省告示第 52 号）
- ・専ら噴射材のみを充填した噴霧器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成 27 年経済産業省告示第 53 号）
- ・フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成 27 年経済産業省告示第 54 号）

概要・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に基づき、フロン類および指定製品の製造業者等に係る生産量・輸入量の要件等が定められるとともに、フロン類および指定製品の製造業者等の判断の基準ならびにフロン類の種類および種類ごとの地球温暖化係数が定められた。

施行 平成 27 年 4 月 1 日

- ・経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年経済産業省令第 69 号）

概要・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 27 年経済産業省令第 29 号）が改正され、指定製品から除かれるエアコンディショナーのうち、「分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもの」が削除された。

施行 公布の日（平成 27 年 9 月 30 日）

- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年経済産業省・環境省令第 7 号）

概要・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）が改正され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴う住民基本台帳法の条番号の移動が整理された。

施行 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日（平成 27 年 10 月 5 日）

- ・フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の規定に基づき、特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件（平成 27 年経済産業省・環境省告示第 1 号）

- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき、ファイルへの記録の方法を定める件（平成 27 年経済産業省・環境省告示第 2 号）

概要・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）の施行に伴い、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成 26 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 2 号）の様式の備考の規定に基づき、特定漏えい者コード、都道府県コードおよび事業コードの欄に番号を記載する方法が定められるとともに、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）の規定に基づき、ファイルへの記録の方法が定められた。

公布 平成 27 年 1 月 8 日

化学物質等

- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）

概要・水銀に関する水俣条約の的確な実施を担保するための所要の国内法整備が行われ、次の内容等が規定された。

1. 主務大臣による水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の策定
2. 水銀鉱の掘削の禁止
3. 特定の水銀使用製品の製造の原則禁止
4. 国、市町村、事業者による水銀使用製品の適正な回収のための必要な措置に努めること
5. 特定の製造工程における水銀等の使用禁止
6. 業として水銀等を使用する方法による金鉱からの金の採取禁止
7. 主務大臣による水銀等の貯蔵に関する指針の策定、貯蔵者に対する勧告、貯蔵者による定期報告
8. 主務大臣による水銀含有再生資源の管理に関する指針の策定、管理者に対する勧告、管理者による定期報告

公布 平成 27 年 6 月 19 日

施行 水俣条約が日本国について効力を生ずる日（一部、政令で定める日）

- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 377 号）

- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成 27 年政令第 378 号）

概要・水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）に基づき、次の事項が定められた。

1. 製造を規制する「特定水銀使用製品」として、一定の量を超える水銀を含有するボタン電池、蛍光灯等が定められた。
2. 水銀等の使用に係る規制を行う製造工程として、アセトアルデヒドの製造工程等が定められた。
3. 貯蔵に係る規制を行う水銀等として、水銀、塩化第一水銀等の 6 種類の水銀化合物が定められた。

施行 平成 28 年 12 月 18 日（関係主体における水銀使用製品の適正な分別回収に関する責務規定）

平成 30 年 1 月 1 日（特定水銀使用製品の製造禁止等に関する規定）

- ・水銀含有再生資源の管理に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 3 号）

- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 4 号）

- ・新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）

- ・水銀等の貯蔵に関する省令（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）

- ・特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令（平成 27 年厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第 1 号）

- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令（平成 27 年経済産業省・環境省令第 10 号）

- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律第十四条第四項の期間を定める省令（平成 27 年環境省令第 37 号）

- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令（平成 27 年環境省令第 38 号）

- ・水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 1 号）

- ・水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 1 号）

概要 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）に基づき、次の事項が定められた。

1. 水銀含有再生資源の管理に関する報告手続、報告書の記載事項
2. 立入検査等をする職員の身分証明書の様式
3. 新用途水銀使用製品に該当しない既存の用途に利用する水銀使用製品、新用途水銀使用製品の製造等に関する評

- 価方法、評価等の届出手続、届出書の記載事項
- 4. 水銀等貯蔵者の要件、貯蔵に係る報告手続、報告書の記載事項
- 5. 特定水銀使用製品の製造許可、用途変更許可、氏名等変更・承継の届出の手続、申請書・届出書の記載事項
- 6. 水銀含有再生資源の該当要件
- 7. 環境大臣が主務大臣に対して意見を述べることができる期間
- 8. 環境大臣の権限の委任事項
- 9. 水銀含有再生資源の管理に関する技術上の指針
- 10. 水銀等の貯蔵に関する技術上の指針

公布 平成 27 年 12 月 7 日

施行 法の施行の日（一部、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日、法第二十三条第一項の規定の施行の日）

- ・毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 251 号）
- ・毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 113 号）

概要・毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号）が改正され、新たな劇物の指定ならびに毒物および劇物からの除外がされた。

- ・また、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）が改正され、新たな農薬用品目の指定がされた。

施行 平成 27 年 7 月 1 日（一部、公布の日（平成 27 年 6 月 19 日））

- ・経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年経済産業省令第 11 号）

概要・経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年通商産業省令第 40 号）が改正され、一般化学物質、優先評価化学物質、第二種特定化学物質および監視化学物質の製造・輸入数量等に関する届出について、電子届出および光ディスク届出の期限が毎年度 7 月 31 日までに改められるとともに、第二種特定化学物質および監視化学物質の電子届出について、電子署名および電子証明書を不要とする特例が設けられた。

施行 平成 27 年 3 月 16 日

廃棄物

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 58 号）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 275 号）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 27 号）

概要・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）が改正され、次の内容等が規定された。

1. 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念ならびに国、地方公共団体および事業者等関係者間の連携・協力の責務を明確化
 2. 国が定める基本方針および都道府県が定める基本計画の規定事項を拡充
 3. 非常災害時の一般廃棄物処理施設の設置、既存の産業廃棄物処理施設の活用に係る手続の簡素化
- ・また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）が改正され、次の内容等が規定された。
1. 特定の大規模災害が発生した場合における、当該災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等について環境大臣による指針の策定
 2. 特定の大規模災害が発生した場合において、被災地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合には、環境大臣が災害廃棄物の処理を代行できる措置
- ・さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）が改正され、次の内容等が規定された。
1. 非常災害時において、受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分等を環境省令で定める者に再委託できること、および当該環境省令で定める者
 2. 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例等に係る縦覧等に関して条例で定める事項

公布 平成 27 年 7 月 17 日

施行 公布の日から起算して 20 日を経過した日

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年施行令第 376 号）

概要・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）が改正され、廃水銀等が特別管理廃棄物に指定され、その処理基準が強化されるとともに、水銀使用製品産業廃棄物および水銀汚染物の処理基準等が追加された。

施行 水銀条約の発効日または平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日（廃水銀等の特別管理廃棄物への指定、収集運搬基準関係）

平成 29 年 10 月 1 日（廃水銀等の硫化・固型化の基準、水銀使用製品産業廃棄物・水銀汚染物の処理基準関係）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 40 号）
- ・特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する告示（平成 27 年環境省告示第 140 号）
- ・特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（平成 27 年環境省告示第 141 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（平成 27 年環境省告示第 142 号）

概要・次の省令等が改正され、水銀又はその化合物が廃棄物となったものについて特別管理産業廃棄物として指定され、排出現場における保管及び積替え又は保管の基準等が定められた。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）
2. 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成 4 年厚生省告示第 192 号）
3. 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成 4 年厚生省告示第 194 号）
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 12 年厚生省告示第 4 号）

公布 平成 27 年 12 月 21 日

施行 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 69 号）の施行の日

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 35 号）

- ・環境大臣が定めるポリ塩化ビフェニル汚染物（平成 27 年環境省告示第 135 号）

概要・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）が改正され、特別管理産業廃棄物の積替えに関する所要の措置および特別管理産業廃棄物の種類に応じた所要の措置において、PCB 汚染物であって環境大臣が定めるものについては、形状を変更しないようにする旨が追加され、PCB が使用された廃蛍光灯用安定器、廃水銀ランプ用安定器および廃ナトリウムランプ用安定器が定められた。

公布 平成 27 年 11 月 24 日

施行 公布の日から起算して 20 日を経過した日（一部、公布の日（平成 27 年 11 月 24 日））

■・労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 94 号）

概要・労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）の施行に伴い、次の省令が改正され、労働安全衛生規則にストレスチェック制度、特別安全衛生改善計画および外国検査・検定機関等について規定されるとともに、関係省令に所要の整備が行われた。

- ・労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
- ・労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）
- ・産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和 47 年労働省令第 46 号）
- ・作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号）
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）
- ・厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）

施行 平成 27 年 6 月 1 日（一部、平成 27 年 12 月 1 日）

■・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 294 号）

概要・労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）の一部が改正され、譲渡または提供時に名称等を表示しなければならない物、有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象となる製造・取扱業務の対象および特定化学物質の第二類物質に、ナフタレンおよびリフラクトリーセラミックファイバーが追加された。

施行 平成 27 年 11 月 1 日

■・粉じん障害予防規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 131 号）

概要・粉じん障害予防規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）およびじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）の一部が改正され、労働者の健康障害を防止するため各種の措置を講じなければならない粉じん作業および労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない作業ならびにじん肺健康診断を行わなければならない粉じん作業に、「鋳物を製造する工程における砂型を造型する作業」が追加された。

施行 平成 27 年 10 月 1 日

■・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）

概要・建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、次の内容等が規定された。

1. 特定建築物（一定規模以上の非住宅建築物）について、新築時等に建築物のエネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合義務および基準適合について所管行政庁または登録判定機関の判定を受ける義務
2. 特定建築物を除く一定規模以上の建築物について、新築・増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務および必要に応じて所管行政庁による指示・命令
3. 一定数以上新築する事業者に対する「建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準」に適合しない場合における勧告・公表・命令
4. 建築物が省エネ基準に適合することについての所管行政庁の認定の表示
5. 新築・改修計画が誘導基準に適合することについての所管行政庁の認定による容積率の特例

公布 平成 27 年 7 月 8 日

施行 公布の日から起算して一年および二年を超えない範囲内において政令で定める日

■・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行期日を定める政令（平成 28 年政令第 7 号）

■・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）

概要・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づき、エネルギー消費性能に係る建築物に設ける空気調和設備等の建築設備、建築主事を置く市町村の区域内において知事が所管行政庁となる建築物、建築物の容積率算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積および基準適合認定建築物に係る報告・立入検査ならびに施行日が定められた。

施行 平成 28 年 4 月 1 日

■・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 135 号）

概要・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）が改正され、温室効果ガスのハイドロフルオロカーボンおよびパーフルオロカーボンが追加されるとともに、地球温暖化係数が規定・変更され、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を報告しなければならない事業者の範囲および算定方法等が定められた。

施行 平成 27 年 4 月 1 日

■・特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令及び温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令（平成 27 年経済産業省・環境省令第 5 号）

概要・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 135 号）の施行に伴い、次の省令が改正され、改正後の政令別表第 13 において省令で定めることとなっている三ふっ化窒素の製造および半導体素子等の製造等における三ふっ化窒素の排出係数が定められるとともに、所要の調整が行われた。

- ・特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号）
- ・温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第 4 号）

施行 公布の日（平成 27 年 4 月 30 日）

■・温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省第 2 号）

■・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年経済産業省令第 46 号）

■・エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（平成 27 年国土交通省令第 41 号）

■・調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件の一部を改正する件（平成 27 年経済産業省・環境省告示第 8 号）

概要・次の省令等が改正され、三ふっ化窒素に係る規定が追加されるとともに、電子申請システムによる報告に係る規定等が追加された。

- ・温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 11 号）
- ・調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成 22 年経済産業省・環境省告示第 4 号）

施行 公布の日（平成 27 年 5 月 22 日）

チャレンジ!!環境クイズ

全問正解の方にプレゼントをお送りいたします。たくさんのご応募お待ちしております!

第1問

平成27年10月に越前市白山地区で放鳥した2羽のコウノトリの愛称は?

- ①「げんきくん」「ゆめちゃん」
- ②「翔」「未来」
- ③「ふっくん」「さっちゃん」

第2問

平成27年度作成したガイドブック「ふくいっ子に体験してほしい〇〇の自然体験」の〇〇に入る数字は次のうちどれ?

- ①15
- ②35
- ③50

第3問

ごみの減量化や再資源化を進めるために取り組む「3R」とは何の略でしょうか?

- ①リデュース、リユース、リサイクル
- ②リフレッシュ、リユース、リサイクル
- ③リカバリー、リユース、リサイクル

●環境クイズ応募要領

方 法: 答えと郵便番号、住所、氏名、年齢、職業、性別および本誌の感想を官製はがきを書いて、当協議会まで郵送してください。応募者の個人情報は入賞の連絡のためにのみ使用し、個人情報保護に関する法令に従って厳正に管理いたします。

締切日: 平成28年4月22日(金)(当日消印有効)
全問正解者の中から抽選で5名の方に、図書カードをお送りいたします。

応募先: 〒910-8580(住所記入不要)
環境ふくい推進協議会(福井県環境政策課内)

67号の回答
第1問 ②
第2問 ③
第3問 ②

*環境クイズプレゼントの当選者発表は、発送をもってかえさせていただきます。

読者の窓

「コウノトリ」の特集はよかったです。ふだんTVや新聞等でたまに話題になりますが、紙面を通して誕生の経緯や取り組みを改めて知ることができました。これからも温かく成長を見守りたいですね!

(勝山市 Tさん)

みんなのかんきょうを初めてゆっくり読みました。ホームページもあわせて見てみて、いろんな取組みがなされているのだなとしみじみと思いました。できることから、「環境によいこと」をさがしてやっていこうと考えています。

(永平寺町 Sさん)

みんなのかんきょう第67号に関するお葉書、お手紙ありがとうございました。今後も、より良い情報誌とするため、みなさまのご意見・感想をお待ちしております。掲載希望記事等もお寄せください。

環境ふくい推進協議会からのお知らせ

●環境ふくい推進協議会のホームページ・facebookをご活用ください

ホームページでは、環境保全に関するお知らせやイベント情報が検索できます!!自然体験活動や風景などの投稿写真や支援事業の紹介、企業・団体の想いを紹介するページも掲載していますのでこちらもぜひアクセスしてみてください。ecoイベント申込フォームからは、皆様からの環境に関する情報をホームページにアップでき、情報共有できるようになっています。イベントの周知や参加者募集、実施後の活動報告としてお使いいただけます。アップした内容は、月2回のメールマガジンにて会員の皆様に配信されます。

また、facebookでは当協議会の活動紹介に対してコメントを書き込んでいただけます。「いいね」ボタンを押して、つながりの輪を広げていきましょう。

これからも情報を提供するだけでなく、環境活動に取り組む皆さんがネットワークを広げ、より充実した活動ができるようお手伝いをしていきます。

HP:<http://www.kankyoku-fukui.jp/>

Facebook URL:<https://ja-jp.facebook.com/kanfukyou>

環境ふくい推進協議会

検索

●環境ふくい推進協議会 会員募集!

環境ふくい推進協議会では、随時会員を募集しています。環境問題に関心のある方、本誌『みんなのかんきょう』を読みたい方、当協議会主催行事等の情報を知りたい方は、ぜひご入会ください。お待ちしております!

<年会費>

個人会員: 500円(1口以上何口でも可)
企業会員: 10,000円(1口以上何口でも可)
団体会員: 無料

<お申込み・お問い合わせ>

環境ふくい推進協議会事務局(福井県環境政策課内)
TEL: 0776-20-0301

環境アドバイザー制度をご活用ください!

当協議会では、環境に関する学習会やイベントで、指導者や講師にお困りの方へ環境アドバイザーを派遣しています。環境アドバイザーは、環境問題やリサイクル、省資源・省エネ、自然保護など様々な分野の専門家です。

みなさんの町にも環境アドバイザーを呼んで、環境について学びませんか?どうぞお気軽にご相談ください。

<お申込み・お問い合わせ>

環境ふくい推進協議会事務局(福井県環境政策課内)
TEL: 0776-20-0301

編集後記

特集で紹介させていただきましたとおり、平成27年10月に越前市でコウノトリが放鳥されました。コウノトリがすめる自然環境を目指して白山地区の方々が行ってきたビオトープ作りなどの取り組みはテレビや新聞でも報道され、多くの人が自然に関心をもつきっかけになったと思います。私自身も越前市へコウノトリの観察に行く機会があり、福井の豊かな自然をより身近に感じることができました。自然体験の豊かな子どもは、大人になってから、挨拶やコミュニケーションといった人間関係能力が高く、地域活動に参加した子どもは、学びや新しいことにチャレンジする意欲・関心が高くなっているとの調査結果もあります。お子さんと一緒に「ふくいっ子に体験してほしい50の自然体験」をぜひ実践してみてください。